

徳島県マスコット「すだちくん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県マスコット「すだちくん」(以下「すだちくん」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を、全国に向けた「徳島県」のさらなるイメージアップ及びPRを目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第2条 公的使用(公的な位置付けができる事業での使用)のとき。

- 2 個人使用(県外からの参加者が見込める結婚披露宴等で「すだちくん」のPR効果が見込まれる場合)のとき。
- 3 営利目的使用(但し、「すだちくん」の着ぐるみの画像を「Facebook」や「YouTube」で発信していただくなど、「すだちくん」のPR効果が見込まれる場合)のとき。

(使用申請及び使用承諾基準等)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者は、あらかじめ徳島県マスコット「すだちくん」使用申請書を、着ぐるみ管理者(以下「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。
 - (1) 「すだちくん」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
 - (2) 徳島県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるものに使用するとき。

ただし、未成年者でも自由に立ち入ることができる場所で使用する場合は、この限りでない。
 - (5) 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く)に係るものに使用するとき。
 - (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されると認められるとき。
 - (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
 - (8) たばこに関するものに使用するとき。
 - (9) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。

- (10) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められたとき。
- (11) その他管理者が着ぐるみの使用を不適当と認めるとき。

4 管理者は、着ぐるみの使用を承諾する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(着ぐるみを使用する場合の遵守事項)

第4条 着ぐるみを使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 使用時の安全対策を講じること。
- (5) 雨天又は降雪時等、悪天候の時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみを第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (7) その他管理者が付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消)

第5条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 着ぐるみ使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他着ぐるみの引き渡し、受け取りに係る費用及びクリーニングに係る費用は、使用者の負担とする。

(現状復帰)

第7条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、管理者は一切その責めを負わない。

(貸出・返却)

第9条 着ぐるみの貸出・返却の受け渡し時刻については、平日・土（日・祝日・年末年始を除く。）午前9時～午後6時（正午から午後1時までを除く。）の間とし、受け渡し

場所については管理者が指定する場所で行うものとする。

(貸出の制限)

第10条 未成年者への貸出は行わない。ただし、保護者（成年であること。）が責任を持って代表者となる場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年5月1日から施行する。

2 一部改正 平成25年12月 6日

3 一部改正 平成26年 4月 1日

4 一部改正 令和 8年 6月10日